

熊本県立大学学則(案)の概要について

- 1 趣旨
設置者の変更及び法人化に伴う制度設計等にあわせた改正
- 2 改正の概要

現行学則	新学則(案)	主な改正点
第1章 総則	第1章 総則	教育研究会議、 運営調整会議、 教授会など審 議機関関係規 定を整備。 委員会等を学 則に規定。 審議機関の再 編に伴う手続 規定の整備 入学資格等に おける時点修 正 地域貢献の章 の新設
第2章 運営会議	第2章 審議機関等	
第3章 評議会		
第4章 教授会		
第5章 学年、学期及び休業日	第3章 学年、学期及び休業日	
第6章 修業年限及び在学期間	第4章 修業年限及び在学期間	
第7章 入学	第5章 入学	
第8章 再入学、転入学、編入 学、転学部、転学科及 び転専攻	第6章 再入学、転入学、編入 学、転学部、転学科及 び転専攻	
第9章 休学、復学、退学、転 学及び除籍	第7章 休学、復学、退学、転 学及び除籍	
第10章 授業科目及び単位の修 得等	第8章 授業科目及び単位の修 得等	
第11章 卒業、学士号及び免許 状等	第9章 卒業、学士号及び免許 状等	
第12章 研究生、科目等履修生、 特別聴講学生及び外国 人留学生	第10章 研究生、科目等履修生、 特別聴講学生及び外国 人留学生	
第13章 授業料等	第11章 授業料等	
第14章 厚生施設	第12章 厚生施設	
第15章 賞罰	第13章 賞罰	
第16章 雑則	第14章 地域貢献	
附則	第15章 雑則	
	附則	

学則の細則として、次のような規程を別途整備

自己点検評価規程、大学院学則、地域連携センター運営規程、学術情報センター運営規程、
教育研究会議運営規程、教授会運営規程、各種委員会設置運営規程、学位規程、
履修規程、試験規程、休学等規程、転学部・転学科・転専攻規程、編入学等規程、
研究生規程、科目等履修生規程、特別聴講学生規程、外国人留学生規程、
授業料等徴収規程 等

- 3 その他
文部科学大臣に対して行う設置者変更認可申請に新学則(案)を添付。